

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年六月二十六日法律第六十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十九条の規定は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十四号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。